

新興専門職の専門性の基盤と人材育成のあり方に関する一考察
～ネット銀行における金融犯罪対策部門の新興専門職を事例として～

A study on the foundation of specialized emerging professionals and the
ideal method of human resource development
-A case study of an emerging profession in the financial crime
countermeasures department at an online bank-

藤本 知成¹

Tomonari Fujimoto

齊藤 弘通

Hikomichi Saito

Abstract

The focus of this study was to clarify the foundation of expertise of emerging professionals. In particular, the study analyzed the professional base of workers in the financial crime department of internet banks. Findings from interviews with eight workers in the financial crime countermeasures division in internet banking and analysis of interview data using a modified Grounded Theory approach revealed that these workers had eight foundations of expertise. Based on these foundations, this paper proposes the ideal method of human resource development for workers in the financial crime countermeasures divisions of internet banks.

1. 問題意識と研究課題

本研究では、ネット銀行の金融犯罪対策部門において専門的な職務に従事する人材を考察の対象とし、その専門性の基盤¹と当該人材の育成のあり方について考察するものである。

本節では、昨今の我が国における金融犯罪対策をめぐる状況を確認するとともに、当該部門における専門的な人材の役割の高まりについて概観し、本研究の問題意識と研究課題を述べる。

2021年4月7日 受理

¹産業能率大学大学院経営管理コース2020年度修了生。

1.1 本研究の社会背景

近年、我が国の金融機関等においてマネー・ロンダリング対策（Anti-Money Laundering：AML）およびテロ資金供与対策（Countering the Financing of Terrorism：CFT）に対する意識が高まっている。（以降、両者を合わせてAML/CFTと呼称する）。

背景の1つに、各国規制当局が各国の金融機関や一般事業会社に対してAML/CFTへの取り組みが不十分であるとの指摘をし、実際に制裁金が発生するなどの事案が発生していることが挙げられる。

たとえば、我が国の三菱UFJ銀行が、米国銀行秘密法に基づくマネー・ロンダリング防止に関する内部管理体制が不十分であるとの指摘に関して改善措置を講じる事で米国通貨監督庁と合意（2020年2月22日）した事例や、Amazon com,inc. が米国の財務省外国資産管理室（Office of Foreign Assets Control：OFAC）より取引スクリーニングの不備により約13万USD（2020年7月）の過料を支払うことに合意した事例、Apple,inc. も同様に47万USD（2019年11月）の過料を支払うことで合意した事例などが発生している。また過去においては、オランダの総合金融機関であるINGグループはオランダ検察当局とのマネー・ロンダリング捜査をめぐり、約7億7千万EURの支払いで和解（2018年9月）した事例も存在している。

このような事例からAML/CFTに対する取り組みの不備は、我が国の企業においても経営上の大きなリスク要因として認識されつつあり、こうしたことも我が国の金融機関がAML/CFTに対する意識を高める背景要因となっている。

また、国内に目を向けると、FATF（Financial Action Task Force）第4次対日相互審査に向けた、犯罪収益移転防止法の改正（平成30年11月30日施行）や、金融庁「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改定（平成31年4月10日）など、各金融機関のAML/CFT態勢の整備が強く求められる状況となっている。

また、我が国における金融犯罪の増加も顕著である。警察庁発表の2020年8月の「特殊詐欺認知・検挙状況等」によれば、銀行口座が送金先として利用されることの多い特殊詐欺の一類型である「オレオレ詐欺」に限定しても、認知被害は2020年1月から8月の8か月で約40億15百万円にのぼる。またインターネット・バンキングによる不正払戻し被害額は2019年の12か月で20億32百万円である。偽造カードによる不正払戻し被害額も2019年度の12か月で1億43百万円と、わが国における金融犯罪は高止まりしている状況にある。

これらに加えて、昨今ではドコモ口座を悪用した犯罪被害²なども発生し、金融機関における金融犯罪対策は緊急かつ重要な課題の一つであり、これらは一金融機関における顧客保護の観点の範囲に留まらず、我が国金融システムの信用秩序を維持するという点においても喫緊の課題であるといえる³。

1.2 金融犯罪対策を担う専門人材の体系的な育成の必要性

金融犯罪の複雑化・高度化に伴い、金融犯罪対策部門の担当範囲は拡大し続けており、金融犯罪対策に関して高度な専門性を持つ人材の体系的な育成が課題となっている。しかし、我が国においては、金融犯罪対策に関する教育の体系化が立ち遅れており、現状、金融犯罪対策に関して専門的な教育を行う機関は無く、各金融機関等における OJT による人材育成が主流である。こうした状況は司法において法科大学院が専門人材の育成を行っている点と対照的である。また、AML/CFT に関する資格試験制度については、金融系教育団体（ACAMS、一般社団法人金融財政事情研究会など）が提供する専門資格（CAMS 認定資格：Certified Anti-Financial Crime Specialist や AML/CFT オフィサーなどの専門資格）はあるものの、このうち、AML/CFT オフィサーは FATF 第 4 次対日相互審査に向けて整備されたものであり、まだ資格が立ち上がったばかりの状況にある。

また、司法における弁護士会に代表されるような業界団体が確立しているわけでもなく、未経験者をどのように専門人材として育成していくかは各銀行の裁量に依存している状況にある。こうした点を踏まえると、我が国においては金融犯罪対策に関して体系的な専門人材の育成が図られているとは言い難い状況にある。

前述のとおり、わが国の金融機関においては特殊詐欺やそれらの温床となる不正な口座売買などが引き続き高止まりの状況にあり、それらによる被害金額は大きな値となっている。新たな手法による金融犯罪の発生はマスコミ等報道により社会の関心も集めており、このような事態を放置・拡大させることはわが国の健全な社会・経済発展の阻害要因となるものであり、速やかな改善が求められる。

こうした状況から、我が国において金融犯罪対策部門において専門人材の効果的な育成と活用のあり方に関して検討することは重要な課題と言える。

1.3 研究課題とリサーチクエスチョン

以上の問題意識を踏まえ、本研究では金融犯罪対策部門において専門的な職務に従事する人材を対象に、その専門性の基盤とは何かを探索するとともに、金融犯罪対策部門における専門人材育成のあり方について検討することを研究課題とする。

近年、ソフトウェア技術者、経営コンサルタント、各種のアナリスト、プランナー、プロデューサーなど、伝統的なプロフェッショナルとは異なる特徴を持った新興専門職が増加し、知識労働者の一類型とみなされている〔三輪2011〕。

三輪〔2011〕は、こうした新興専門職の特徴として4つの特徴を挙げている。まず、1つ目の特徴は、新興専門職がプロフェッショナルよりも学際的・複合的な知識を用いて働き、チームワークなどを重視することである。

伝統的なプロフェッショナルが体系的な専門知識を必要とするため、長期の専門教育を必要とするのに対し、多くの新興専門職の場合、ほとんど専門教育を受けずに就職し、入社後に働きながらたたき上げ的に専門知識を学んでいる点や、新興専門職の仕事では、実践的な応用や問題解決に比重が置かれるため、必要となる知識は専門的なものだけではなく、幅広く文脈的で、学際的かつ複合的な知識を用いている点に特徴がある。

2つ目の特徴は、新興専門職が顧客や市場に評価される仕事であるということである。伝統的なプロフェッショナルに比べ、新興専門職の仕事は公的な資格や学位がなければ始められないというのではなく、また準拠する同業者集団が必ずしもあるとは限らず、あったとしてもプロフェッショナルのような強い準拠はないケースが多い。むしろ新興専門職は、同業者集団からの評価よりも、顧客や市場、組織に評価されることを重んじ、彼らの評価は顧客にどれだけ便益や満足を提供し得たかによって決まることが多い。

3つ目の特徴は、新興専門職のキャリアは非常に柔軟であるということである。伝統的なプロフェッショナルが公的資格や学位の取得を皮切りに、確立されたキャリアラダーを上がっていくのに対し、新興専門職の場合、キャリアをスタートするうえで資格や学位は必ずしも必要ではなく、キャリアの途中から新興専門職にキャリアチェンジすることも多い。

4つ目の特徴は、新興専門職は、伝統的なプロフェッショナルや創造的なホワイトカラーといった、他の知識労働者が持つ特性を少しずつ兼ね備えていることである。例えば、新興専門職は伝統的なプロフェッショナルと同様、何らかの専門性をもとに自律的に働く点や、自由に働き、金銭的な報酬よりも仕事の面白さに価値を見出す側面があり、創造的なホワイトカラーのように、マネジメントのための仕組みづくりや問題解決に従事する点やチームでの協働を重視する側面もある。

今回考察対象として取り上げる金融犯罪対策部門の労働者の場合、その業務は多様な金融犯罪事案に対する分析やAML/CFT 態勢の構築、各種法改正への対応、新たな金融犯罪への対応、社内外の関係者との交渉、事務処理など多岐にわたり、特定の専門性のみで依拠した働き方というよりは、むしろ学際的・複合的な知識を用いて実践的な課題に取り組んでいる点に特徴があり、また、それぞれの業務遂行に際しては、チームワークを築き、分担してあたるのが一般的である。

また、金融犯罪対策部門における評価は、どれだけ金融犯罪を未然に防止できるか、また、金融犯罪に対して適切な対策を打つことで、顧客にどれだけ便益をあたえられるかによって規定される側面がある。

さらに、金融犯罪対策部門は歴史が浅いこともあり、金融犯罪対策部門を初職として金融機関でのキャリアを始めた者はほとんどおらず、金融機関とは異なる業界や、金融機関内の他職種など、別のキャリアを歩んでから当該部門で活躍しているものが主流であり、また、様々

な金融機関の金融犯罪対策部門を渡り歩く者やキャリアの途中で金融系コンサルタントへ転身する者もいるなど、そのキャリア形成のあり方は比較的柔軟性を帯びたものである。

こうした点を踏まえると、金融犯罪対策部門の専門人材は上記の新興専門職の特徴を緩やかに備えており、新興専門職の一類型として捉えることも可能であると考えられる。

こうした新興専門職については、ソフトウェア技術者やコンサルタントを主な研究対象として、その学習やキャリア発達のあり方が検討されてきた〔三輪2011〕が、管見の限り、本研究で扱う金融犯罪対策部門の専門人材については、これまで新興専門職の学習やキャリアの側面から研究対象とされてきたことはなく、事例に新規性がある。

今後、産業構造の変化に伴い、新興専門職の種類は多様化し、それに伴い、新興の専門職種に従事する人材の数も増加することが見込まれる。新興専門職が社会で果たす役割やその重要性も相対的に高まっていくことが予想される中、これまであまり考察対象となつてこなかった新たな職種の新興専門職についての知見を蓄積していくことは重要といえる。以上を踏まえ、以下のリサーチクエスション（RQ）を設定する。

RQ 金融機関の金融犯罪対策部門において専門的な業務に従事する人材の専門性の基盤とはどのようなものか。またこうした人材の育成はどうあるべきか。

2. 調査方法と内容

本節では、調査対象とした金融犯罪対策部門における業務の概要を述べるとともに、具体的な調査方法と内容を述べる。

2.1 金融犯罪対策部門の概要

金融機関における金融犯罪対策部門の大まかな業務範囲は以下の5つである。

- ①反社会的勢力との関係遮断
- ②各種特殊詐欺対策
- ③インターネットバンキングによる不正な預貯金の払戻への対応
- ④偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻への対応
- ⑤ AML/CFT 対策

また、金融犯罪対策部門の大まかな業務内容としては、大きく2つに大別できる。

1つ目は、各種法令やガイドライン、過去の知見の蓄積により定められたマニュアルやルールに基づいて行われるルーティン業務、および、蓄積された知見に基づく判断を行い、事務的処理を行う業務内容である。

2つ目は、各種法令やガイドラインと自行の業容や特性を踏まえて、各金融機関の特性に

応じた AML/CFT 態勢自体を構築し、当該態勢を有効かつ効率的に機能させるための業務である。具体的には、過去の知見を活用した規定やマニュアル類の整備、組織が過去の金融犯罪に対して行ってきた各種判断に関する知見の形式知化やパターン化、あるいはこれまで組織が対応したことがない未経験の金融犯罪事象が出現した場合において、都度適切な判断と処理を行い、今後の防止策等を講じるといった業務である。

本研究では、主に 2 つ目の業務に従事する人たちにインタビュー調査を行っている。

2.2 調査内容

2.2.1 調査対象としたインタビューの概要

今回、調査対象としたのは、現在または過去にネット銀行の金融犯罪対策部門に所属し当該業務を執り行っていた以下の 8 名である(図表 1)。調査期間は、2020 年 8 月から 9 月であり、インタビュー調査は対面で行われた。

図表1 インタビュー一覧

対象者	年代	業務歴 ⁴	現・所属組織	従事時期
A 氏 (男性)	30 代	9 年	ネット銀行 A 社	現在
B 氏 (男性)	40 代	6 年	セキュリティベンダー	現在
C 氏 (男性)	50 代	12 年	ネット銀行 B 社	現在
D 氏 (男性)	40 代	5 年	ネット銀行 C 社	現在
E 氏 (男性)	60 代	2 年	仮想通貨事業者	過去
F 氏 (男性)	50 代	10 年	ネット銀行 D 社	現在
G 氏 (男性)	50 代	5 年	ネット銀行 E 社	現在
H 氏 (男性)	30 代	4 年	ファイナンシャル系 コンサルティングファーム	現在

出所：筆者作成

これらのインタビューは概ね 2 年から 10 年超の期間、現在または過去にネット銀行で金融犯罪対策業務に従事した経験を保有しており、8 名の平均業務歴は約 6.6 年である。

2.3 主な調査内容

調査対象者に対する主なインタビュー内容は、図表 2 のように設定し、金融犯罪対策業務への参画経緯から現在に至るまでどのような活動に参加し、具体的にどのようなことを体験したかといったことなど、対象者の業務にまつわる話を聞きながら、金融犯罪対策部門における業務に必要な知識やスキル、学習行動について確認していった。

ただし、インタビュー中、話の文脈に応じた追加質問がなされるなど、インタビューは半

構造化方式で行われたため図表2の質問項目以外にも関連した質問が行われた。

インタビュー時間は一人あたり1時間半から2時間の間で行われ、インタビュー内容は調査対象者の許可を得た上で、ICレコーダーに録音され、その後反訳原稿が作成された。

図表2 主な質問事項

カテゴリー	質問例
属性・経歴について	<ul style="list-style-type: none"> ・今までのご経歴は？（時系列で） ・現在（及び金融犯罪対策部門在籍時）の仕事の詳細は？ ・金融犯罪対策部門で一人前の状態とは？ ・現在の役割を担うために、必要なものや行動は？
必要な知識・スキルと学習行動について	<ul style="list-style-type: none"> ・業務上経験した大変だったエピソードは？ ・必要な知識はどのように身につけたか？ ・学習行動はいつ、なぜ行った？ ・必要なスキルを取得する際のパターンは？ ・組織内のネットワークはどのようなものか？ ・組織外のネットワークはどのようなものか？

出所：筆者作成

3. 調査結果とRQに対する考察

3.1 RQについての結果と考察

本節では、前述した対象者より得られたインタビューデータを活用しながら、設定したRQに対する考察を行う。

3.2 分析手法と手順

考察に際し、調査対象者から得たインタビューデータの中から、金融犯罪対策部門における専門性について述べられた言説を、木下〔2003〕の修正版グランデッド・セオリー・アプローチ（M-GTA）の分析ワークシート⁵で分析し、データの意味の共通性に着目しながら類型化を行った。M-GTAでの分析のテーマは、「ネット銀行の金融犯罪対策部門における専門性の基盤」と設定し、分析焦点者は、「ネット銀行の金融犯罪対策部門における業務に従事する専門人材」とした。以下分析プロセスの詳細を記す。

まず、調査対象者のデータの中から、金融犯罪対策部門における専門性について述べられた言説を抽出した。

次に、それら金融犯罪対策部門における専門性に関する言説を一例ずつ木下〔2003〕の修正版グランデッド・セオリー・アプローチの分析ワークシートの「具体例（ヴァリエーション）」の欄に記入した。言説が類似していると判断されるものは同一のワークシートに記入し、異なる言説と判断されるものは別のワークシートに記入していった。

こうして「具体例（ヴァリエーション）」の欄に言説を蓄積していき、それらの言説が何を意味しているのかを「定義」欄に、さらにそれらを集約したものを「概念名」欄に記入した。また、解釈の際に検討した内容や分析過程は「理論的メモ」欄に記入した。

分析は2段階で行った。分析ワークシート上で言説の仕分けを行っていったところ、第1段階の分析では、金融犯罪対策部門における専門性として全部で18の概念が生成されたが、作成した18の分析ワークシートを見直し、金融犯罪対策部門における専門性が一つの概念としてまとめられると判断された場合には、1つの概念に統合する作業を行った。また、分析ワークシートの「具体例」欄を見直し、より適正な概念に移動させる必要があると思われるデータがあった場合は、その調整を行った。

こうして、具体例同士の比較を行いながら、具体例に対して新たな解釈や概念が生成される可能性がないと判断される段階まで行った結果、最終的に8つの概念が抽出された（図表3）。さらに生成された概念同士の関係を検討し、複数の概念からなる3つのカテゴリを生成した⁶。

図表3 金融犯罪対策部門における専門性の基盤⁷

カテゴリ	概念	A	B	C	D	E	F	G	H	該当人数 (%)
思考	① 自行犯罪認知・対応力	○	○	○	○		○	○		6人 (75%)
	② 他行犯罪認知・応用力	○	○	○	○		○	○	○	7人 (約 88%)
	③ 仮説思考	○	○	○	○		○	○	○	7人 (約 88%)
志向	④ 社会貢献志向	○	○	○	○	○	○	○	○	8人 (100%)
	⑤ 現場志向	○	○	○				○	○	5人 (約 63%)
	⑥ ゆるがない姿勢	○	○	○	○			○		5人 (約 63%)
知識	⑦ リーガル視点	○			○	○	○	○		5人 (約 63%)
	⑧ 体系的な AML 知識			○		○		○	○	5人 (50%)

出所：筆者作成

3.3 分析結果

以下では図表3に示した、生成されたカテゴリ・概念について、代表的な発言を紹介しながら説明する。なお、その際文中では、カテゴリを< >、概念を【 】、調査対象者発言を下線として表記する。

まず、<思考>の3つの概念である。これらは金融犯罪対策部門の新興専門職がその業務遂行においてどのような思考をしているかを表すものである。

① 【自行犯罪認知・対応力】

これは、自行が対象となる金融犯罪の種類、手口、それらのパターン等を習熟することで、新たに発生した初見の犯罪事象に対しても速やかに打ち手を想定し、それを実行に移す能力である。

この概念に関する具体的な言説として、例えばA氏は闇金業者の手口について以下のようなことを述べている。

実例を挙げますと、では、ヤミ金の特徴っていくつも昔からありまして、それは、もうヤミ金の業者特有のものではあるんですけども。例えば、口座を利用する前に1000円の振込入金をして、あえて1,000円のATMから出金をしたりします。これ、何かと言うと、ヤミ金の他の被害者の人たちから、お金を集める入金ができるかを、試すために。まず1,000円を振り込みます。で、次は振り込まれた1,000円を、出金できるかを試すために、今度はあえてキャッシュカードから1,000円を出す、こういったのが典型的なヤミ金業者が最初にやるパターンです。(A氏)

この発言に見られるように、過去の個別犯罪事例の収集・分析から、犯人の行動の規則性を見出し、犯罪抑止につなげるとともに、統計データから犯人の行動パターンを推測し、犯罪抑止につなげることを指す。こうした犯罪特有のパターンを推測できるようになるために、A氏は、情報を知っているだけでなく、実際にその事例にどれだけ対応したか、がかなり大きいと述べている。

②【他行犯罪認知・応用力】

これは、外部ネットワークを活用し、他行で発生した金融犯罪の詳細な事例や対処手法等を収集し、自行へフィードバックし活用する能力を指す。

今回のインタビュー調査では、各金融機関の金融犯罪対策部門のスタッフが定期的集まり、各金融機関での金融犯罪事案や対策事例などを共有するコミュニティ（金融犯罪対策検討会）があることが確認されており、こうした外部ネットワークを効果的に活用しながら、他金融機関での取り組みを吸収し、自社の取り組みに応用する力が「他行犯罪認知・応用力」である。

たとえば具体的な言説として以下のようなものが挙げられる。

他行さんがやっている、対策を持ち帰って、自分の銀行でやってみる、とかですね。そういうことは非常に、有意義だなあと思って参加していますね。(D氏)

③【仮説思考】

これは、自身が初めて直面した金融犯罪事象やその兆候に対して、自行の既存ルールにとられることなく、経験等に基づき仮説を設定し、当該仮説に基づき迅速に対処を行う能力を指す。

金融犯罪対策部門の専門人材は、以下の言説に見られるように、疑わしい事象を放置せず、そこから仮説を設定し、迅速な対処を行っている。

なんか、だからなんかを見て「なんか共通点がないかな」とかっていうことの日々の積み重ねで。「気になりませんか、このパターン犯罪だよね」とか。例えば、3万、5万、6万みたいな3件続いた後、いきなりその金いきなりATMで引っこ抜いてます、とか。「なんでこんなに一生懸命抜いてんだよこいつ」とか思うか、思わないかって言う。「なんでこういう事象が起きてんの」って疑問に思うのか、漫然と見る奴かっていう、その違いが一番大きいかなと思いますよ。(G氏)

最初に自分が責任者になった時に、怪しい口座は開けるのやめましょう、と言って。一応、理屈がつくものについては止めることにしたんです。それで、本当に自分が正しいと思えば電話してくれ、と思って。で、そういうことを思い切っちゃったんですよね。(C氏)

次に、〈志向〉の3つの概念である。これらは金融犯罪対策部門の新興専門職がどのような志向をもって業務に従事しているかを表すものである。

④【社会貢献志向】

これは、金融犯罪対策業務の遂行を通して、金融犯罪被害の極小化や被害者の保護を目指し、もって社会貢献を果たしていこうとする姿勢や意欲を指す。

以下の言説に見られるように、金融犯罪対策部門の専門人材は、犯罪を抑止することで社会に貢献することに強いやりがいを見出していることが確認できる。

目の前で犯罪が発生していて。特に高齢者の方が被害に合う事例というのが、いやというほど見てきましたし。それを防いだ時に、その高齢者の方は電話口で泣きながらお礼を伝えてくれたりとか。そういったことが何度かありまして。やはりそういうのを見てももちろん、私は警察ではないので犯人を捕まえて、世の中から悪い人を退治して。とかまではいかないですけども、被害者を守るという意味では実は、警察よりも先回りして行えることというのがあるんだな。ということが分かっておりまして、そこに異常に強い喜びと言いますか、やりがいを感じています。(A氏)

そういう気持ちの面が、勝っているから。やっぱり社会的使命とか、志とか、社会に役立つという充足感とか、やっぱりそういうのが結構、金融犯罪対策やっている人には大事な

んじゃないかな。(B氏)

⑤【現場志向】

これは、金融犯罪対策業務の遂行において、例えば自ら手を動かしたり、自ら現場に足を運んだりしながら、現場の些細な情報や情報の変化を敏感に捉え、自らの感覚を研ぎ澄ますことを重視する姿勢を表している。

以下の言説に見られように、たとえば、B氏は自ら手を動かしながらデータを分析しながら不正事案を理解していくことの重要性を述べ、C氏は不正が発生する状況とはどのようなものなのか、自ら現地に足を運ぶなどの行為を行っている。

どっちかって言うと、自分で仮説を立てて、自分自身で、システムでなくていいんですけど、CSVデータとかでいいんですけど、そういうのを自分で手を動かして、不正を見つけるっていう事を、自分で、手でやって、自分の手触り感を持って、不正対策を理解していくのが結構、多分、大事なんじゃないかなあ、と思って。(B氏)

フィールドワークじゃないですけど、西成を歩いてみたりとか、この辺、危ないなっていうところ。危ないところと言うか、不正口座が発生するところがあるんです。そういうところを歩いてみて、雰囲気味わってみると言うか。(C氏)

ちょっと、納得がいかないようなことがあると、見に行くようなことがありましたね。このマンションの人が、何で不正口座ができちゃうのかな。タワーマンションは、セキュリティも非常にかかっているから、単なる空き部屋じゃないような、と。(C氏)

⑥【ゆるがない姿勢】

これは、たとえば犯罪者がクレマーを装い不当要求を行ってきた際にそれに怯まない姿勢や、犯罪事案に対して自身が下した判断をぶれさせず、自身の判断に基づき行動する決意と姿勢を意味する。

怪しい動きを示している口座を発見したとき、その口座を一時凍結するなどの判断を迫られることがあるが、そうした口座凍結の判断は顧客の不利益につながったり、顧客からのクレームが発生するリスクもある。しかし以下のG氏の言説に見られように、そうした状況においてもゆるがぬ姿勢を持つことが、金融犯罪対策業務の遂行においては重要と考えられる。

これがね。自分なんかは、はっきりしていて。やっぱり自分で判断できること。これ凍結

するか、しないか、って判断があったりするじゃないですか。静観する、っていう動きの
良いんですけど。それって、でも本当に多分なんですけど、一朝一夕には絶対に身につかなく
て。失敗を重ねて、でも、もう今回自分の判断としてはこうです。間違っていたらまた後で
訂正します、っていうのが一人前で。一人前じゃないやつっていうのは、G氏さん凍結して
良いですか、っていう。毎回聞いてくるやつ。でも結局、それを嫌がってずっと凍結しない
やつって、多分絶対に身についていかないですよ。[いや冤罪は嫌ですから]って。いや、「俺
だってそりゃそうだよ」っていう。(G氏)

最後に、＜知識＞の2つの概念である。これらは金融犯罪対策部門の新興専門職がどのよ
うな専門的知識や視点をもって業務に従事しているかを表すものである。

⑦【リーガル視点】

これは、様々な金融犯罪事案への対策や組織としての態勢整備のために必要となる各種法
律に関する知識や視点を指す。

金融犯罪対策の業務では、慣習法等に基づいた金融機関役職員等としての基本的な知識に
加え、銀行法や個人情報保護法、犯罪収益移転防止法、預貯金者保護法、外為法、一部刑法
やガイドライン等に沿った対応が求められる。

以下は、こうした知識の必要性について述べられた言説である。

例えば、金融犯罪対策で法律とか、ガイドラインに沿った対応しなければいけませんので、
この課題って、そもそもどこの法律があるのか、とか。どの法律のどの辺にあるのか、とか
ですね。(D氏)

やっぱり、こういう金融犯罪対策、そういう法律に反して犯罪収益移転防止法に反するから、
ウチは取引しません。じゃあ、やっぱり法律をきちんと理解して、こういう建前で動いてい
ますから、あなたと取引ができません、と。きちんと言わなきゃいけない。(F氏)

⑧【体系的なAML/CFT知識】

これはAML/CFTの国際的な背景や枠組み、国内法令や状況などAML/CFTに関する体系
的な知識を指す。

インタビュー調査からは、金融犯罪対策部門の業務を遂行するために、金融犯罪対策部門
の専門人材が、AML/CFTの国際的な動向の把握やAML/CFTに関連する資格取得を行って
いることが確認された。

たとえば、C氏は、金融犯罪対策に従事するプロフェッショナルな人材を対象とした世界最大の会員制組織であるACAMS（Association of Certified Anti-Money Laundering Specialists）のカンファレンスやメーリングリストの配信などから情報を得ていると述べている。

世界的な組織なんですけど、それがACAMSと言って。そこでもやっぱり、ずっと設立してから12年なのかな。その前に、マネーロンダリングドットコムって言うニュースサイトがあって、そのマネーロンダリングドットコムを母体としてACAMSというのはできてるんですね。

ACAMSが主催して、カンファレンスをやるようになってから24年目なんです。今年25年だったかな。そういうあれなんですけど、そのところで去年。その会合に行った時は、官民全く同じ目線で話をするって言うか。米国なんかは、特にそうなんでしょうけど。官と民が行ったり、来たりとか。あと、色んな偉い役職の人だったり、ローファームの顧問になったりとか、そういったこともあって。上下関係ではないんですね、もっと官はこうしたほうがいいとか、こうすべきであるとか、普通に言えちゃうんですね。おそらく日本って、そういうことができないんですね。やっぱり風習的にね。だからそこはすごく、羨ましいなと思いました。そういった中で、仲良くなるっていうのはある意味では、ないんですけど。いろんなそういう場で、話を聞くということができるので、積極的に行って話をしていく。そうしないと今、だから、日本の文化の中で考えても理解できないことって、結構あるので。元々、結局何を求めているのかっていうのが、実際に今、何をすべきなのか、やることの優先順位がつけられないと言うか。それがあって、結構海外のカンファレンスに、ここ2、3年ぐらいは行くようにして。 (中略) カンファレンスと言うか、結構そういう主催するところは、メーリングリストの配信とかをしていて。それが毎日あったりしたりしているんですけども、なるべくそういうのを、見るようにはしていますね。(C氏)

またG氏は、AML/CFT資格取得の意味合いを以下のように述べている。

結局はCAMS、資格を持っていない人にAMLって頼んでいいのか、っていう。表面的に判断、偉い人たちはするので、それはやっぱり持ってた方がいいですよ。(G氏)

以上のとおり、分析の結果、金融犯罪対策部門における専門性の基盤として8つの概念が確認できた。

金融機関における金融犯罪対策部門の専門人材として活躍するためには、〈知識〉として、金融犯罪対策に関わる各種法律に関する知識を理解し、【リーガル視点】を持つことが必要で

あり、さらに専門機関からの情報収集や資格取得を通して【体系的なAML/CFT知識】を得る必要がある。しかし、金融犯罪対策業務に従事する際には、こうした専門的な知識だけでなく、【社会貢献志向】や【ゆるがない姿勢】【現場志向】といった、当該業務に向き合う上での本人の姿勢や、【仮説思考】などの思考特性も同時に必要になることが確認された。

3.4 人材育成施策の提案

前述のとおり、本研究を通して、金融機関における金融犯罪対策部門の専門人材に求められる専門性の8つの基盤が確認された。このことを踏まえ、当該専門人材を効果的に育成する方法に関する提案を下記に述べる。

現在、金融犯罪対策部門において専門的な職務に従事する人材が専門知識を体系的に学習していくための方法としては、金融系教育団体（ACAMS、金融財政事情研究会など）が提供する専門資格の取得を目指した自己学習やこれらの団体が提供する教育プログラムに限定される。こうした手段に基づく自己学習は、上記で確認された【リーガル視点】や【体系的なAML/CFT知識】を学習するうえでは効果的だが、それ以外に確認された＜志向＞や＜思考＞をめぐる専門性の基盤を高めるうえでは限界がある。

本研究を通して、金融犯罪対策部門の専門人材は、専門資格から習得できるAML/CFTの専門知識だけでなく、【仮説思考】や【自行犯罪認知・対応力】といった＜思考＞特性や【社会貢献志向】や【ゆるがない姿勢】といった、当該業務に携わる際の姿勢も求められることが確認されており、資格取得を目的とした＜知識＞の習得を行うと共に、＜思考＞や＜志向＞を強化するための研修施策等を検討していくことが効果的であると考えられる。

そうした研修方法として、例えば、取引明細やシステムのログ、氏名・年齢・地域等の属性情報などの事実情報をもとに、どのようなことが解釈できるか、犯人の行動をめぐってどのような仮説を立てることができるかをケースディスカッションするような研修や、過去の金融犯罪事案を解決したスタッフがどのように犯罪予兆を検知し、対応したのか、その時どのような思いで事案解決に取り組んだのかなど、実際の事案に対処した経験を共有し、そこから得られる示唆についてディスカッションするなどの研修が考えられる。長年、ネット銀行において金融犯罪対策業務に携わっている筆者もこうした研修を組織内で受講したことはなく、様々な金融機関でもこうした取り組みは行われていないものと推察される。

現在、金融庁公表のガイドラインや疑わしい取引の届出の参考事例、国際組織の声明などは世の中に広く公開されているものの、疑わしい取引の背後にどのような犯人の意志や心理があったのかなどについての情報はそこには示されていない。こうしたことはケースや実際の過去の事案を題材に、関係者相互がディスカッションをし、考察していくことが効果的と

考える。組織の中でこうしたディスカッションを繰り返す過程で、【仮説思考】のようなく思考>特性や【現場志向】のような業務に向かう取り組み姿勢が徐々に醸成されていくのではないかと考える。

4. 本研究の貢献と課題

4.1 本研究の貢献

本研究では、金融犯罪対策業務に従事する専門人材8名に対するインタビュー調査を踏まえ、当該業務に従事するうえで必要となる専門性の基盤を確認した。

管見の限り、事例として取り上げた金融犯罪対策部門の専門人材は、これまでキャリアや学習の側面から考察対象とされたものはなく、先行研究が少ない中で、その専門性の特徴を探索した点に、事例研究としての新規性があると考ええる。また、専門知識の習得のみならず、【仮説思考】や【現場志向】など<思考>や<志向>を高めることの必要性に言及し、その具体的な施策としてケースや実際の事案をもとにしたディスカッション型の研修を提示した点も、実務における有用性があるものと考ええる。

4.2 本研究の課題

他方、本研究は、主にネット銀行における金融犯罪対策部門の専門人材8名へのインタビュー調査をもとに考察を行ったものであり、サンプル数が少なく、得られた結論は仮説に留まり、知見の一般化には慎重になる必要がある。このほか以下3点の課題を指摘する。

1つは、今回調査対象となった8名は、主にネット銀行の勤務者を対象としていることから、金融機関以外の組織において金融犯罪対策業務に従事する人材との比較が必要である。

2つは、今回のインタビュー調査から、金融犯罪対策業務に従事する専門人材は、当該業務に従事する自組織外の人材とのコミュニティの中で情報を得て、学習している側面があることも確認されており、こうしたコミュニティにおいてどのような情報交換なされ、それが彼らの学習にどのような影響を及ぼしているのかについて考察することが必要である。

3つは、すでに研究が進んでいるソフトウェア技術者や経営コンサルタントなど、その他の新興専門職の学習の仕方との比較検討が必要である。

参考文献

木下康仁：グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践、弘文堂、2003。

三輪卓己：知識労働者のキャリア発達 キュリア志向・自律的学習・組織間移動、中央経済社、2011。

- ¹「専門性の基盤」とは、「職務の専門性の土台となる姿勢、習慣、基礎知識・スキル等のこと」を指す。
- ²「ドコモ口座」を悪用した預金不正引き出し事件とは、一部金融機関に被害者が正規に開設していた預金口座の残高が、悪意の第三者により開設された株式会社NTT ドコモ提供の「ドコモ口座」に被害者の意思に反して送金され、当該「ドコモ口座」の「d 払い」を利用してコンビニエンスストア等の対面店舗で被害者の意思に反して送金された価値を原資として、当該原資と換金性の高い商品に交換された事件である。2020年10月6日日本経済新聞社により被害額は3,000万円近くにはぼっている旨の報道がなされている。
- ³なお、犯罪収益移転防止法の対象事業者は各種金融機関にとどまらず、携帯電話事業や不動産業、公認会計士／税理士事務所といった範囲までも対象としていることから、金融犯罪対策部門は、金融庁監督下の資金移動業者や仮想通貨事業者のみならず、今後これらの企業においても金融犯罪対策部門が設置されていく可能性も否定できない。
- ⁴関連業務も含めた金融犯罪対策業務に従事した概ねの期間を表す。
- ⁵木下[2003]が示す分析ワークシートは、「概念名」「定義」「ヴァリエーション(具体例)」「理論的メモ」からなる。
- ⁶この分析は、木下[2003]が示すM-GTAの正式なアプローチと一部異なる点がある。それは、①理論的飽和化を分析ワークシート上での判断にとどめている点や、ネット銀行の金融犯罪対策部門に従事する専門人材の専門性の基盤とはどのようなものかを抽出することを目的としたため、②分析結果を「金融犯罪部門の専門性の基盤」の一覧表(図表3)にまとめるにとどめ、各カテゴリと各概念の相互の関係を「結果図」や「ストーリーライン」に示していない点である。
- ⁷図表3の該当人数は、「分析ワークシート」の「具体例(ヴァリエーション)」欄に記入した言説を述べている調査対象者の数を表す。％は8名の調査対象者を母数とした比率を表す。A～Hは対象者を表し、①～⑧の概念に関する発言が確認されたものに○を記している。